議案第63号

芽室町国民健康保険税条例中一部改正の件 芽室町国民健康保険税条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。 令和5年12月1日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 芽室町国民健康保険税条例(昭和28年条例第23号)の一部を次のように改正する。 第28条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
 - (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額 (第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当

該年度に属する月数を乗じて得た額

- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産 被保険者につき第11条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出 産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項 に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均 等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に 属する月数を乗じて得た額

第29条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

- 第29条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、 次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。
 - (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)
 - (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
 - (3) 出産の予定日
 - (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
 - (5) その他町長が必要と認める事項
- 2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
 - (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産 に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。 (適用区分)
- 2 この条例による改正後の芽室町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

説明

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、本条例を改正しようとするものです。

参考資料

芽室町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現行 改正案 (国民健康保険税の減額) (国民健康保険税の減額) 第28条 一略一 第28条 一略一 2 一略一 2 一略一 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の 89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」とい う。) が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得 割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するも のとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額) は、 当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分 に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額 の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税 法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下 同じ。) の属する月(以下「出産予定月」という。) の前月 (多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月まで の期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属 する月数を乗じて得た額 (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者 均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定し た被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものと

- した場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分 の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度 に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により 算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前 産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第11条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

改正案	
以止未	<u> </u>
(出産被保険者に係る届出)	
第29条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯	
に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出	
<u>しなければならない。</u>	
(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手	
続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する	
法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号	
をいう。以下同じ。)	
(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号	
(3) 出産の予定日	
(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別	
(5) その他町長が必要と認める事項	
2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書	
類を添えなければならない。	
(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類	
(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる	
書類	
(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被	
保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることが	
できる書類	
3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6	
月前から行うことができる。	
4 第1項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者につい	

改正案	現行
て同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明	
らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定	
による届出を省略させることができる。	
<u>附 則</u>	
<u>(施行期日)</u>	
1 この条例は、令和6年1月1日から適用する。	
(適用区分)	
2 この条例による改正後の芽室町国民健康保険税条例の規定は、	
令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に	
係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について	
適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前	
の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税につい	
ては、なお従前の例による。	